

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>目次 第1章 総則(第1条-第6条) 第2章～附則 (略)</p> <p>本則 第1章 総則 (定義) 第5条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>目次 第1章 総則(第1条-第6条の2) 第2章～附則 (略)</p> <p>本則 第1章 総則 (定義) 第5条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 「<u>外国の機関等</u>」とは、<u>外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)6-1-5、6(居住性の判定基準)の定めにより、非居住者となる機関等をいう。</u> <u>(安全保障輸出管理制度の遵守)</u> 第6条の2 <u>外国の機関等への研究成果有体物の提供に際しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく政令、省令及び通達等並びに国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程その他学内規程等を遵守するものとする。</u></p>	

附 則 (規程第38号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。